

飼い犬の登録をしたら・・・

◎飼い主として次の義務が生じます

生後90日を過ぎた犬には、毎年1回、必ず狂犬病予防注射を(原則として4月1日から6月30日までの間に)接種させなければなりません。

狂犬病は、ほとんどのほ乳動物に感染し、 発病するとほぼ確実に命を落とす恐ろしい病気です。

袋井市では、毎年4月に市内各所で狂犬病予防集合注射を行っています。 巡回日程については、毎年3月に飼い主の方にハガキでご案内しています。 なお、かかりつけの動物病院等での接種もできます。



※ 飼い犬が妊娠している、老齢で虚弱である等の理由で、予防注射の接種が難しい場合、獣医師の発行する証明書(有料)があれば猶予の扱いができます。 上記の証明書をご持参のうえ、市役所環境政策課で『猶予届』の手続きをしてください。



※『猶予届』はその年の予防注射に対する猶予です。 獣医師の証明と猶予の手続きは予防注射の都度(毎年)必要となります!

注射済票はお持ちですか?

→ 「注射済票」とはその年の狂犬病予防注射を受けたことを証明するものですので、飼い 犬の**首輪等に付けて**ください。

注射済票は、4月に袋井市が行う狂犬病予防集合注射の時と、市が委託している動物病院で狂犬病予防注射を実施した場合には**その場で交付**されますが、それ以外の場合は獣医師の発行する「**狂犬病予防注射証」**をご持参のうえ、市役所環境政策課で「注射済票交付」の手続きをしてください。その際には、交付手数料550円を納めていただくことになります。

◎ また、次のような変更が生じた場合には、それぞれ届出が必要になります。

飼い犬を連れて市内で転居した

→ 『犬の登録変更届』により、「飼い犬の所在地」や「飼い主の住所」の変更の手続きを してください。この場合、**愛犬手帳**をご持参ください。

袋井市役所 産業環境部 環境政策課(直通 44-3115)

飼い犬を連れて市外へ転出した

→ 転出先市区町村で、『犬の登録変更届』により、「飼い犬の所在地」や「飼い主の住所」の変更の手続きをしてください。この場合、**愛犬手帳と鑑札**をご持参ください。

飼い主が替わった

→ 『犬の登録事項変更届』により、「所有者の変更」の手続きをしてください。この場合、**愛犬手帳と鑑札**をご持参ください。

新しい飼い主さんが、**新たに二重登録することがないように**注意してください。

鑑札をなくした

→ 『鑑札の再交付申請』により、「新たな鑑札の再交付」の手続きをしてください。この場合、**愛犬手帳**をご持参ください。その際には、再交付に係る手数料1,600円を納めていただくことになります。

愛犬手帳をなくした

→ 「手帳の再発行」の手続きをしてください。この場合、**鑑札をご持参ください**。

飼い犬が亡くなった

→ 『死亡届』により、飼い犬の死亡登録の手続きをしてください。この場合、**愛犬手帳、鑑札、注射済票**をご持参ください。

その他、飼い犬についてのご相談は、 市役所環境政策課(44-3115)までご連絡ください。

【その他】

飼い犬がいなくなってしまった!!

- → 市役所環境政策課(44-3115)に連絡してください。
 - ※ 登録時にお渡しした「鑑札」が飼い犬の首輪等につけていれば、犬を発見したときに、登録番号から飼い主の方にご連絡できます。

環境政策課では、年間20頭前後の犬を捕獲しています。愛犬がいなくなった場合に、 飼い主の方に引き渡すことができるよう、**必ず鑑札を首輪等に付けてください。**

※上記の各種手続きは浅羽支所市民サービス課(23-9211)でも取り扱っています

袋井市役所 產業環境部 環境政策課(直通 44-3115)